

## 日本における心理学諸学会の倫理規定の現状とその方向性

若 島 孔 文\*  
狐 塚 貴 博\*\*  
宇佐美 貴 章\*\*\*  
板 倉 憲 政\*\*\*\*  
松 本 宏 明\*\*  
野 口 修 司\*\*

本論文では心理学研究、とりわけ臨床心理学研究に関する包括的な倫理規程の提案に向けて、本邦の主要な心理学関連の学術団体によって公開されている研究倫理に関する資料を概括し、それらをまとめることを目的とした。まず、心理学及び隣接分野の学会における研究に関する倫理事項を検討するために、「研究者としての基本姿勢」、「研究立案時の倫理」、「研究遂行時の倫理」、「研究発表公表に関する倫理」、「データベースに関する倫理」の5つの場面を分類した。この分類に基づき調査や実験、臨床研究などの各研究方法について、各分類での倫理事項をまとめ、それぞれの研究倫理について考察を行った。

キーワード：倫理規程 研究倫理 心理学 臨床心理学 研究方法

### 問題と目的

近年、心理職へのニーズが様々な領域で高まり活動の場が拡大している。心理職にたずさわる者が専門職として社会に認められ、その活動が認知される為には、調査や実験により研究成果を社会に発信していく作業が必須である。現在、心理学に関する研究は、実験室における研究の枠を越え、学校や病院、そして施設や企業などのフィールドの拡大や家族や生徒、高齢者や障害児などの研究対象の拡大に伴い、研究のあり方が問われている。このような領域の拡大に起因し、日本の心理学領域の研究において様々な倫理的問題が生じている(金沢, 2009; 鯨岡, 1997)。

研究者は自身が行う調査や実験に関して、研究における倫理を厳守する必要がある、研究者のみならず学生が研究活動を行う上でも、研究協力者の負担や不利益、そして論文の作成における社会への影響に至るまで、常に倫理上の問題を考慮しなければならない。とりわけ、対人関係を研究対

---

\*教育学研究科 准教授  
\*\*教育学研究科 博士課程後期  
\*\*\*教育学研究科 博士課程前期  
\*\*\*\*教育学研究科 研究生

象とする臨床心理学領域において、研究倫理に多大な関心を向ける必要がある。金沢ら (1996, 2008) は、臨床心理学における倫理を(1)相手を傷つけない、傷つけるようなおそれのあることをしない、(2)十分な教育・訓練によって身につけた専門的な行動の範囲内で、相手の健康と福祉に寄与する、(3)相手を利己的に利用しない、(4)一人ひとりを人間として尊重する、(5)秘密を守る、(6)インフォームド・コンセントを得、相手の自己決定権を尊重する、(7)すべての人々を公平に扱い、社会的正義と公平と平等の精神を具現する、という7つに分類し、この7原則の倫理をどのように研究に適用されるかを論じている。また、杉森ら (2004) は心理臨床という研究分野において最も倫理的にシビアな傾向があることを明らかにし、この結果について「心理臨床は、心理学の中でも最も深くデリケートな部分に直接関わるので倫理規定が整っているためである」と論じている。

しかしながら、現在わが国の心理学諸学会の倫理規定に関しては、臨床実践に関する倫理にくらべ研究倫理の知見は少なく、またその倫理に関して統一された理解がなされているとは言いがたい。そのため、大きな問題点を含んだ研究結果も報告されている。例えば金沢ら (1996) は、ケース発表の際に、クライアントから実際に文章で許可を全く得ていないと回答した発表者は48.1%に達していると報告している。また、杉森ら (2004) は、心理学を専攻する多くの研究者や学生が、実施者または参加者として、倫理的に迷ったり疑問を感じたりする経験をもっていたことを報告している。加えて杉森ら (2004) は、研究方法によっても倫理的判断の寛容さに差異が見られたことを明らかにし、とりわけ実験法、質問紙法は倫理的判断が寛容になることを報告している。その点に関連する研究結果として、丹治ら (2006) は「研究される側」「研究対象となる側」からの調査研究を行い、「実験・調査表が長かった」、「調査表が細かくて見にくかった」、「調査表を一回に何冊もやった」などの不快体験があることを報告している。このような現状から改めて研究に関する倫理を見直す必要がある。

ところで、倫理問題が生じる背景として鯨岡 (1997) は、研究者倫理を自分が自分自身に誠実であるという自己規律の側面と、自身の研究が他者に不利益をもたらさないという他者への配慮性の側面の2つに大別した上で、研究者倫理が究極のところ個人の価値観と人間性に関わるものであり、条文化された倫理規定を厳守するか否かの単純な問題ではないことを指摘している。また、安藤ら (2005) は、「よい研究の追及が、倫理問題を生じさせることもある。研究内容の価値観と手段のそれが対立し衝突するのである。そのときの研究者は、どちらの価値観を優先させるか、選択しなければならない」と述べている。このように多くの倫理的問題は、研究者個人が「何をよいとするか」という価値観の多様性から生じていると考えられる。しかしながら、世界医学会が1964年に、ヒトを対象とした実験研究の倫理基準を定めたヘルシンキ宣言の中で、「個々の研究被験者の福利が他のすべての利益よりも優先させてはならない」と明記しているように、研究における倫理の基準は、研究者自身に委ねられるものではなく、研究に関するある行為の実行の可否を決めかねる場面において、研究協力者の福利への配慮を含めた参照可能となりうる明確で具体的な基準である必要がある。このような倫理規準は、心理学を含めたあらゆる学問領域のみならず、人の実生活においても、明確に定められたものであれ、暗黙のものであれ全ての領域に存在する。しかし、臨床心理学に関

する研究は、人が人を研究対象とする学問領域であるがゆえ、とりわけ研究倫理に重大な関心を持つ必要があり、明確な倫理規定を定めることは重要なことであるといえよう。以上のことから、本論文においては、まず独自の倫理規定に関する資料を公開している本邦の心理学関連学術団体の研究に関する倫理規定を概括し、それらをまとめていく。その上で、心理学の研究行為に関するあらゆる場面で参照可能となるような明確で包括的な倫理規定の策案に向けた考察を行っていく。

## 方法

本論文では、倫理に関する資料を公開している12の学術団体(日本ブリーフサイコセラピー学会、日本認知心理学会、日本人間性心理学会、日本グループ・ダイナミックス学会、日本社会心理学会、日本コミュニティ心理学会、日本パーソナリティ心理学会、日本心理臨床学会、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本心理学会、日本児童青年精神医学会)における倫理規定及び倫理綱領、学会則などを概括し、筆者ら5名が研究倫理に関して同様の趣旨と判断された内容を研究の流れに沿いつ時系列的に分類した。なお、日本発達心理学会では、古澤ら(2000)の文献を参考に(以下、日本発達心理学会と記述する)、日本心理臨床学会については、倫理綱領と倫理基準を参考にした(以下、これらをまとめて日本心理臨床学会と記述する)。また、日本認知心理学会では、投稿倫理規程を参考にした(以下、各学会の倫理に関する資料を倫理規定と記述する)。

## 結果

上記した12団体の倫理規定を概括し、それらをまとめた結果、調査研究や実験、面接調査、フィールド研究、臨床研究、観察法、心理テスト法、文献レビュー法、動物を用いた研究に関連する倫理事項を、便宜的に「研究としての心構え」、「研究計画立案時の倫理」、「研究遂行時の倫理」、「研究成果の公表に関する倫理」、「データベースに関する倫理」という時系列的に分類された5つの上位カテゴリのいずれかに当てはめた<sup>注1</sup>。以下、5つのカテゴリ別に詳細な倫理事項を示す。

### 1. 研究者としての基本姿勢

#### 1-1. 研究者に必要な案件

日本心理学会は、「研究に携わる者は、心理学的技能を磨き、知識を蓄積して更新する努力を怠ってはならない。研究の実施にあたっては、研究協力者、他の研究者、各自が所属する組織、指導学生などに対する配慮をし、倫理的に適切な行動をする必要がある。」と明記している。

上記の倫理上の指針は、調査研究や実験を含む研究全般に関して、共通して厳守すべき事項である。その他、全ての学会で同様の趣旨を記載している。また、臨床研究についても同様の趣旨の記載が日本心理学会でなされている。

また、日本発達心理学会は、臨床研究について、問題が発生した際の責任の所在を明確化するために、研究に関するガイドラインを遵守する必要性に関して記載している。

臨床研究において、日本心理学会は、実施者の条件として、「当該研究領域にかかわる十分な臨床

経験、あるいはそうした知識と技能、経験をもつ専門家の指導と監督のもと研究を行わなければならない。」と明記している。その他、日本教育心理学会、日本心理臨床学会でも同様の趣旨が記載されている。

## 1-2. 法との関連

日本児童青年精神医学会によれば、「市民として国内法を遵守すると共に、臨床・研究活動に従事するときは、国連による「児童の権利に関する条約」「障害者の権利宣言」を始めとする国際法を遵守せねばならない。既成の条文が有効でない新たな課題に対しては、関連学会、医師会、諸官庁など関連機関が発布する綱領・宣言・提言などを尊重し、それらの内容に齟齬が存在する場合は速やかに本学会に検討を求め、最も高い倫理的基準の普遍化に努力しなければならない。」と明記している。同様に、諸法令との関連について、日本社会心理学会においても記載がなされている。

動物を用いた研究についても、日本心理学会において、「動物福祉および環境保全の観点から、「動物の愛護及び管理に関する法律」および関連する法令を遵守する」義務について明記している。その他、日本教育心理学会で同様の趣旨を記載している。

日本グループ・ダイナミクス学会では、研究を行う際に尺度の無断使用など、不正とみなされる可能性のある行為の禁止について記載がなされている。質問紙調査や文献レビュー法に関して、同様の記載が、日本発達心理学会において見受けられる。加えて、日本発達心理学会では、著作権の期間は発生から著作者の死後50年間であることを原則としていると記載されている。同様に実験研究について、日本発達心理学会は、有料で販売されている実験用のソフトウェアを無断で不法にコピーして利用することを禁止している。

さらに、日本発達心理学会では、質問紙調査に当たり、著作権の発生しない学会誌に掲載されている尺度を使用する際も、事前に一言断りを入れること、さらに調査終了後には、結果を報告する必要性をのべている。心理テスト法においても同様の趣旨の記載がみられる。

## 2. 研究計画立案時の倫理

### 2-1. 研究計画の立案

日本心理学会は、「研究協力者の選定、研究方法の選択、研究期間や研究を行う場所の設定、成果の公表の方法、研究成果の社会への影響など、研究上の様々な面において起こりうる不適切な事態を想定し、それらを予防する手立てを事前に講じておかねばならない。」と明記している。その他、日本教育心理学会、日本児童青年精神医学会が同様の趣旨を記載している。

質問紙調査に関して、日本心理学会は、「調査研究にたずさわる者は、調査計画の立案、調査内容の構成、また調査票の作成にあたって、調査に含まれる各質問項目の内容および表現が、特定の立場や考え方を強調していないか、特定方向に回答を誘導していないかなど、慎重かつ厳密に検討しなければならない。」と明記している。

面接調査について、日本発達心理学会は、自分が設定した課題について、「協力者に面接をおこな

うことが、協力者自身にどのような利益をもたらすのであろうか。」「協力者から十分な説明の上で同意が得られるのであろうか。」ということ、さらに、「自分の研究計画では、協力者に対する守秘義務が完全に守れるだろうか。」「自分の計画している面接では、そのプロセスで協力者にとってマイナスな事は一切ないだろうか。」「協力者の発言に共感しながらも、しかも、一定の距離をとる面接者の役割に終始できるだろうか。」という以上5点を検討すべき点として挙げている。

臨床研究において、日本心理臨床学会では、「協力者に対して通常の臨床活動以外の介入手続きを加える研究計画を立てるときは、研究の意義を検討すると同時に、研究に協力し参加する協力者の心身の負担及び苦痛の程度並びにこうむるおそれのある不利益の内容及び程度を十分勘案した上で、少なくとも臨床業務を著しく阻害せず、及び道義的にも認められる範囲の計画であることを確認した上で実行に移さなければならない。この場合においても、研究の途中に予想外の有害効果又は不利益をもたらすおそれが生じると思われる場合には、その手続きを変更し、又は中止することができ柔軟な姿勢で臨まなければならない。」と明記している。同様の趣旨は、日本発達心理学会においても明記されている。

観察法において、日本発達心理学会では、十分な計画の立案の為に、予備的観察を必ず行うことが加えて記載されている。

## 2-2. 倫理委員会からの承認と倫理規定違反の申告

日本児童青年精神医学会では、「会員が研究を行う場合、原則としてその研究計画書を各施設の倫理委員会に提出し、その審議と承認を得てから行わなければならない。」とし、また「施設内に倫理委員会が設置されていない場合においても、何らかの形で倫理的検討を行う必要があり、その経緯を記録に残す必要がある。」と明記している。その他、日本心理学会、日本心理臨床学会でも同様の趣旨が記載されている。加えて日本心理臨床学会では、違反の申告が発生したときは、倫理委員会の調査・裁定を受ける場合があるとされている。

また、日本心理学会は、調査研究、実験、臨床研究、フィールド研究ならびに動物を用いた研究に関する倫理においても重ねて同様の趣旨を記載している。

## 2-3. 研究協力者に対する配慮

日本心理学会は、「研究に携わる者は、研究協力者の心身の安全に責任を持たねばならない。研究に参加することによって、心身の問題や対人関係上の問題が生じないように十分配慮する必要がある。」と明記している。その他、全ての学会で同様の趣旨を記載している。

質問紙調査において、日本心理学会は、「調査協力者を選択する際は、研究目的を考慮して適切に選択し、調査の対象として選ばれた理由を明確に説明する。調査の依頼は、調査協力者が調査に対して疑念をもつことがなく、快く協力できるよう丁寧に行い、参加は強制的なものではなく任意であることを伝えなければならない。」と明記している。また、日本教育心理学会でも同様の趣旨が記載されている。さらに日本発達心理学会では、質問項目が多くなることによって、協力者にストレ

スをかかりすぎることを避ける必要性について述べられている。同時に、ネガティブな感情を生起する危険性が高い質問への配慮ならびに、フェイスシートの質問項目について、協力者のプライバシーの観点から吟味する必要性についても述べられている。

面接調査においては、日本心理学会が「面接調査協力者に心理的不快や不利益が生じないように十分に配慮する。たとえば高齢者を子ども扱いすることなどによって、面接調査協力者が自己イメージを損なうことのないように、面接者は質問内容の構成、また言葉づかいや表現などに注意する。」と明記している。その他、日本教育心理学会、日本発達心理学会が同様の趣旨を記載している。加えて日本発達心理学会は、協力者の緊張を和らげるために、面接場面として静かな場所を選ぶこと、面接者の座る位置として協力者が面接者の左斜め前に座るようにすることをあげている。さらに、面接が長期にわたる場合は、休憩や飲み物・茶菓子を用意することについて必要性を述べている。

実験において、日本心理学会では、実験参加者の心身の安全に対する義務が述べられている。義務の遂行のためには、実験条件、実験室等の物理的な環境が実験参加者へ与える身体的・精神的影響を十分考慮し、慎重に実験計画を立てる必要があるとされている。その他、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本心理臨床学会においても同様の趣旨を記載している。また、「実験を実施する前に、協力者と十分な信頼関係をとることは、実験をスムーズに進行させるためには不可欠である。」とし、この点は協力者の年齢が低いほど重要となること、さらには実験において統制群を設ける問題について、「統制群の代わりに、縦断的な形成実験「同じ子どもたちを一定の条件下で追跡的に観察する方法」を用いる必要性について、日本発達心理学会が明記している。

臨床研究において、日本心理学会は上記の実験研究と同様に、統制群を設ける問題を明記している。さらに日本心理学会では、障害名・疾患名使用の際には、使用の否定的影響の可能性を常に意識しなければならないこと、さらには、研究協力者との関係や研究協力者の生活に望ましくない影響が認められるようなら、その用語の使用を差し控えることについて記載している。

フィールド研究においても同様に、日本心理学会では、「研究の目的や方法が、対象フィールドの人々および共同体に充分配慮したものであり、倫理的に妥当であるかどうかを、研究計画段階で十分に吟味しなければならない。」と明記されている。加えて、「研究協力者のプライバシーにふれる機会が多く、これを侵さないよう十分に注意する。研究上の人間関係は対等を基本とし、協力者すべてに対して公平で中立的な態度を保つなど、その共同体の日常的活動に不利益にならない適切な人間関係を確立する。」と明記している。心理テスト法においても、日本発達心理学会においてフィールド研究と同様に研究者協力者への配慮の記載がみられる。

観察法においても、教育心理学会が研究協力者への配慮を記載し、さらに日本発達心理学会では、協力者と対話を行うことの必要性が記載されている。

また、動物を用いた研究について、日本教育心理学会は、「人間の共存者として動物を認識し、その福祉と保護に留意し、適切な生育環境を確保しなければならない。」と明記している。そのほか、日本心理学会において同様の趣旨の記載がみられる。研究における動物の選択について、日本心理学会は、やむをえず脊椎動物を対象とする場合は、動物の数が必要最小限になるような研究計画を

立てなければならず、できる限り代替手段を講じる必要性を述べている。

文献レビュー法に関して、日本発達心理学会では、研究協力者への配慮のみならず、先行研究の提供者に対する配慮の必要性が加えて指摘されている。

### 3. 研究遂行時の倫理

#### 3-1. インフォームド・コンセント

日本社会心理学会では、「研究の実施に際して、その目的および具体的内容について研究協力者に説明した上で、原則として文書による同意を求める。研究実施上の都合によって内容に関する事前の情報開示に制限を加える必要がある場合には、実施後に速やかに事情を説明し了解を求める。研究の実施に際して研究協力者が何らかの精神的苦痛を受ける可能性がある場合、それらを最小限にする努力をすることはもとより、活動成果がそれに見合うものかどうかを事前に十分に検討する。この場合においても、実施後に速やかに事情を説明するとともに精神的苦痛を取り除くように努める。」と明記している。その他、日本社会心理学会、日本心理学会、日本教育心理学会、日本心理臨床学会、日本コミュニティ心理学会、日本児童青年精神医学会、日本ブリーフサイコセラピー学会、日本グループ・ダイナミクス学会、日本パーソナリティ心理学会、日本発達心理学会ならびに日本人間性心理学会で同様の趣旨が記載されている。

質問紙調査において、日本心理学会は上記の趣旨に加え、質問票の記名回答の有無について明記し、「記名回答を求める場合は、その理由と記名による不利益が生じないことを説明する必要がある。さらに、調査協力者が調査への参加をあらかじめ同意している場合でも、各質問項目への回答は任意であることを事前に伝えなければならない。」と明記している。その他、日本教育心理学会でも同様の趣旨を記載している。また、日本発達心理学会においては、授業などで一斉に実施する場合のインフォームド・コンセントとして、「調査を依頼した学校や教員からの同意」と「実際に調査に協力してもらう参加者からの同意」は別のものであるとし、調査実施の際はその両方が必要とされると述べている。

面接調査についても、日本心理学会は上記と同様の趣旨を記載しているが、加えて「面接調査協力者には、面接を途中でやめる、答えたくない質問には答えない、調査結果の報告を求めるなどの権利や、自己情報アクセス権・コントロール権があることも伝える。」と明記している。質問紙調査及び面接調査について、日本教育心理学会、日本心理臨床学会、日本発達心理学会も同様の趣旨を記載している。また、日本発達心理学会は、面接場面における機材の利用についても、インフォームド・コンセントの段階で協力者から了解を得る必要があるとし、録音の許可のみならず、その使用法、保管法について同意を得ることが求められるとしている。

実験についても、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本心理学会において、参加が自由意志であることや、中断してもなんら不利益を被らないことが述べられている。フィールド研究においても同様の記述が日本心理学会でなされ、観察法でも同様の記述が日本発達心理学会、日本教育心理学会でなされている。

さらに、心理テスト法においては、日本発達心理学会にて同様の趣旨の記載がなされ、かさねて日本発達心理学会では、適切なインフォームド・コンセントの手順を取ることが困難であるため、身内を協力者とする事は避けるべきであることも記載されている。

臨床研究においても、日本心理学会では、個人情報を含む記録は合意した期間後に破棄することが明記されている。加えて『「インフォームド・コンセント」は、臨床的な研究の場合には何にも増して大切である。』ことが日本発達心理学会で述べられている。

### 3-2. 代諾者へのインフォームド・コンセント

日本心理学会では、「通常の方法での説明によって研究内容の理解を得たという判断が難しいと考えられる研究協力者の場合には、理解を得るための最善の努力が求められる。それでも自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に説明を行い、原則として文書による同意を得なければならない。」と明記してある。その他、日本教育心理学会、日本心理臨床学会、コミュニティ心理学会、日本児童青年精神医学会、日本社会心理学会、日本ブリーフサイコセラピー学会が同様の趣旨を記載している。

面接調査において、日本心理学会は、上記の趣旨に関し、18歳未満の面接調査協力者には、保護者や学校関係者からの文書での同意の必要性ならびに、認知・言語能力上の問題、子どもや高齢者、障害や疾患、文化的背景や母語の違いなどのために、本人への直接のインフォームド・コンセントが難しい場合、保護者や後見人、あるいは学校関係者、施設の責任者や医師などの代諾者に十分な説明を行い、原則として文書で代諾者から同意を得る必要性を明記している。その他、日本発達心理学会、日本教育心理学会も同様の趣旨を記載している。

実験または、臨床研究においても、上記の面接調査と同様の趣旨が日本発達心理学会、日本心理学会、日本教育心理学会、日本心理臨床学会で記載されている。さらに、フィールド研究においても代諾者へのインフォームド・コンセントの記述が日本心理学会においてなされ、観察法においても同様の趣旨が日本教育心理学会、日本発達心理学会で記載されている。

心理テスト法においても、日本発達心理学会が他の研究法と同様の趣旨を記載している。

### 3-3. 研究協力者、及び研究対象との関係

臨床研究について、日本心理学会では、「研究協力者との間に研究をなかだちとした専門的關係以外の私的な関係を構築してはならない。また、原則として、現在研究者自身と利害関係や親密な関係にある者、あるいは、過去にそうであった者を研究協力者にはしない。」と明記されている。同様の記載は、日本社会心理学会においても確認することができる。

また、動物を用いた研究について、「研究用の動物を合法的に購入すること、ならびに、検疫によって、動物が健康で安全であること」に加え、「研究時には、適切な衣服を着用し、研究終了後はうがい、手洗いを実施することで清潔を保ち、周囲に不快感を与えないように務めること」、「野生動物を対象とする場合は自然保護に留意し、地域住民や生態系への影響を考慮すること」、「動物と接触時の



必要に応じた予防接種、ならびに死骸や汚染物の適切な処理によって、感染症や環境汚染の防止に努めなければならないこと」の以上4点について日本心理学会で記載されている。その他、日本教育心理学会でも、同様の趣旨が記載されている。

### 3-4. 研究協力者の様々な側面の受容

フィールド研究において、日本心理学会では、「問題の原因を究明し対処法を検討する過程では、研究遂行に不利益に見えるフィールドの特徴を排除するのではなく、むしろ受容する可能性を考慮することで、研究自体の発展的な修正を見出すように努める。そのような態度は、研究協力者の観点を考慮することを促し、むしろフィールドを深く知る契機になりうる。」と明記している。

### 3-5. 調査票の必要事項

質問紙調査に関して、日本心理学会では、「調査票には、調査責任者あるいは調査実施者の氏名、所属組織、また照会先等を明記し、調査協力者やその関係者からの問い合わせができるようにしておく。また、調査協力者やその関係者から寄せられる問い合わせに対しては、正確かつ丁寧に答える。」と明記している。

### 3-6. 研究遂行時に非公開や虚偽が必要な場合の事後説明の責任

日本教育心理学会では、研究実施のための配慮と制限に関して、「調査、実験、観察、検査、心理臨床活動、教育実践活動等を行なう時、研究協力者に対し十分な説明をする義務を負う。その際、研究協力への自由をもっていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。」とし、さらに、「同意を得る際には研究実施に関わる情報を開示することを原則とするが、非公開や虚偽が研究にとって不可欠な際には、それが個人になんらかの負の影響を与えないことを確認した後、研究を実施し、事後にその理由を説明しなければならない。」と明記されている。その他、日本心理学会が同様の趣旨を記載している。

実験に関しても日本心理学会は、研究遂行時に虚偽が必要な場合、倫理委員会等で承認を受け、研究終了時点で実験参加者に説明する義務があることを記載している。その他、日本パーソナリティ心理学会、日本教育心理学会でも同様の趣旨が記載されている。

臨床研究についても、日本発達心理学会が、前述のような事後説明の責任について記載している。

### 3-7. 研究計画の変更

日本心理学会は、「研究を遂行する過程において、何らかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、その変更内容を倫理委員会等に事前に提示して承認を得なければならない。また、研究協力者にも同様に変更内容を説明し、研究参加を継続するかどうかを確認する。」と明記している。

フィールド研究において、日本心理学会では、上記の内容に加えて「研究開始時に行われたインフォームド・コンセントと同様のやり方で研究協力者に変更内容を説明し、相互に合意した上で変

更する。」と明記している。

観察法において、日本発達心理学会では、「最善の研究は計画の貫徹ではなく、協力者の要求に応じた柔軟な変更と交渉であること。」を明記している。

### 3-8. 研究遂行時のリスク

臨床研究において、日本心理学会では、「研究開始後もその研究に伴うリスクについて持続的に査定し、リスクが現実化し研究協力者の心身の状態や臨床実践のプロセスに回復不能の影響を与えうると判断される場合には、研究を中断ないし中止する。査定においては、必要に応じて他の専門家の判断をあおぐ。」と明記している。また、動物を用いた研究についても、日本心理学会では、同様の趣旨について記載されている。

さらに、日本心理学会は、同様の内容をフィールド研究において記載したうえで、「安易に研究を中止して問題を放置することは、研究協力者を傷つける場合もあることに留意する。」と重ねて明記している。

### 3-9. 情報収集手段への配慮

日本心理学会では、「研究協力者に関する情報を収集する場合、研究従事者はその手段が協力者の不利益とならないようにする必要がある。情報収集方法について吟味する際には、研究者の視点からだけでなく、協力者の視点からも、それが内容的・形式的に適切であるかを検討する必要がある。」と明記している。その他、質問紙調査や心理テスト法において、日本発達心理学会でも同様の趣旨が記載されている。

面接法における情報収集方法について、日本発達心理学会は、面接者が二人の場合や一人が記録者として同席する場合について、「協力者に圧迫感を与えるということからさけるべきところと考えられるが、やむをえない場合には、こちらがその方針を決めてから、協力者に伝えるのではなくて、事前に相手に相談し、決定をゆだねることが必要である。」と明記している。加えて、録音・録画機材は、協力者に疑念を抱かせないためにも、協力者がその存在を認められる位置に置く必要があるという趣旨を記載している。

### 3-10. 研究遂行後の義務

日本発達心理学会は、「個々の研究協力者や研究協力機関には、自分が参加した研究がどのような形で実を結んだのかを知る権利があるし、また、研究者は研究結果を報告する義務がある。」とし、研究結果のフィードバックの重要性を述べている。

また、日本発達心理学会は、質問紙調査や心理テスト法について、協力者への謝礼、ならびに調査結果の報告の重要性に関して記載している。

実験において日本心理学会では、「実験的研究にたずさわる者は、実験の終了にあたり、実験参加者に対して研究に関する十分な説明を行い、正確な理解を得るように努め、研究が実験参加者に悪

い影響を与えることを未然に防がなければならない。実験参加者からの質問や要望に対しては、誠実に回答し、不明点などは時間をかけて十分に説明する。また、実験参加者の心理学への貢献に対して、明示的に感謝の意を伝えるべきである。」と明記している。その他、日本教育心理学会、日本発達心理学会ならびに日本社会心理学会でも同様の趣旨が記載されている。

臨床研究において、日本発達心理学会は、「おこなった研究が、協力者にとって、どのような形で利益、援助となるのか」について説明する責任について記載している。

フィールド研究において、日本心理学会では、「研究協力者が研究に関する問い合わせ、苦情、情報開示の求めなどを行いやすいように、その手続きの仕方を研究開始時に説明する。また、研究終了後も研究協力者との連絡経路が途絶えないように努める。」と明記されている。加えて、「研究によっては、研究協力者側の問題を発見し、それに対する介入や支援が目的となることがある。そうした場合には研究者と研究協力者の適切な人間関係を確立するだけでなく、適切な支援・介入を行う責務が研究者に課される。」と明記している。

### 3-11. 個人情報及び研究データの管理

日本心理学会では、「研究従事者が収集できる個人情報、研究目的との関係で必要なものだけに限られ、その範囲をむやみに広げてはならない。また、その入手目的・利用方法について、研究協力者からの同意を得ておく。こうして得られた情報が漏えいする事が無いように保管を行い、研究上の必要性が消失した場合には速やかに廃棄する。」と明記している。その他、全ての学会で同様の趣旨を記載している。

また、データの保管期限について、日本心理臨床学会では、「協力者についての臨床業務及び研究に関する記録を5年間保存しておかなければならない。」と明記している。その他、同様の趣旨が日本心理学会で記載されている。実験においても、同様の趣旨が日本心理学会、日本発達心理学会、日本教育心理学会において記載されており、さらに、日本心理学会は、同様の趣旨をフィールド研究に関しても言及している。

質問紙調査と面接調査においても、研究データの厳重な管理について、日本心理学会、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本コミュニティ心理学会で重ねて同様の趣旨が記載されている。加えて、日本発達心理学会では、研究のロー・データの破棄の時期について、「研究がすべて終了し、学校への報告書や学会誌・学会での発表がすべて終わった段階で」と明記している。

日本心理学会は、臨床研究においても同様の趣旨を記載し、加えて、「臨床研究にたずさわる者は、臨床研究が行われた病院・施設等の機関に関する情報についても、研究協力者の個人情報と同等の配慮をもって慎重に扱う。」と明記している。

### 3-12. 他職種との連帯

日本心理臨床学会は、「他の専門職の権利及び技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務遂行に支障を及ぼさないように心がけなければならない」と明記している。その他、日本心

日本における心理学諸学会の倫理規定の現状とその方向性

理学会でも同様の趣旨が記載されている。

### 3-13. 仲介者・協力機関からの調査資料の提供依頼

質問紙調査において、日本発達心理学会は、たとえば学校などの機関が調査回答済みの資料を提供してほしいと申し出てくる可能性があるとし、「もしもそのような事態が予想されるならば、質問紙調査の実施前に、あらかじめ関係者と話し合っ、どう対処するかをきめておく必要があるだろう。回答済みの調査用紙を学校側に提供するようなときは、あらかじめ児童や生徒にそのことを伝えた上で調査協力を求めなければならない。」としている。

面接調査について、日本発達心理学会は、「保護者や仲介者から面接記録そのものの閲覧を求められた場合には、必要最低限を匿名で提出する程度として、できるだけ協力者に対する守秘義務を履行できるようにすることが必要である。」と明記している。

### 3-14. 通報・通告の義務

日本ブリーフサイコセラピー学会では、「殊に被実験者とクライアントに、法律によって規制・禁止された麻薬・覚せい剤等の薬物の使用及び乱用があることが判明したばあい、その頻度・量的な多少に関わらず、関係各機関に通報・通告する義務が生じ、それらに対して相応に対処しなければならない。また、临床上、未成年のクライアントが心身の両面あるいはそのいずれかに対する虐待行為を受け及びその痕跡が認められたばあい、あるいはその事実が判明したばあい、関係各機関に対する通告・通報などによって、それらに対して速やかに対処しなければならない。これらは、個人の情報を守秘する義務によって妨げられない。」と明記している。

## 4. 研究成果の公表に関する倫理

### 4-1. 研究公表における基本姿勢

研究成果の発表に関して、日本心理学会は、「虚偽や欺瞞を含む表現あるいは誤解を生むような表現をせず、科学的な知見を正確に伝えるところにある。すべての人間の基本的な人権と尊厳を認め、個人のプライバシーを尊重するとともに、社会的文化的差異、個人差、性別および役割の違いなどにもとづく偏見を助長するような影響を極力排除するのが、必要とされる基本的姿勢である。」と明記している。同様の記載は、日本パーソナリティ心理学会、日本社会心理学会においてもなされている。

### 4-2. 研究成果の還元

日本社会心理学会は、「正確かつ効果的な知識の共有を第一義として、自らの活動の成果を積極的に公表する。共同の活動成果を公表する際には、当該活動の内容に関して責任を負うことのできる人が著者となる。また、会員は公表された活動成果や公的場面での発言に関する責任を自覚し、その影響の範囲に常に注意を向ける。」と明記している。その他、日本心理学会、日本コミュニティ

心理学会で同様の趣旨を記載している。

#### 4-3. 社会への影響

日本心理臨床学会では、「一般の人々に対して心理学的知識又は専門的意見を公開する場合には、公開者の権威又は公開内容について誇張がないようにし、公正を期さなければならない。」と明記され、重ねて、「前項の規定による公開が商業的な宣伝又は広告の場合には、その社会的影響について責任がもてるものであることを条件としなければならない。」とされている。また、同様の趣旨の記述は日本社会心理学会、日本心理学会、日本ブリーフサイコセラピー学会においてもみられる。

#### 4-4. 研究成果の公表に関する同意

臨床研究において、日本心理学会では、「研究成果を公表する場合、研究開始前にインフォームド・コンセントの手続きによって同意を得ていたとしても、研究協力者や臨床研究が行われた機関などに結果の内容を示して、あらためて文書で公表の同意を得ることが望ましい。」と明記している。その他、臨床研究以外でも、日本コミュニティ心理学会、日本グループ・ダイナミックス学会、日本心理臨床学会、日本社会心理学会、日本認知心理学会、日本発達心理学会でも同様の趣旨の記載が見受けられる。加えて、観察法においても、日本発達心理学会で同様の趣旨が記載されている。

#### 4-5. 正確な研究データの公表

日本心理臨床学会では、「その研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行なってはならず、またそのような行為に加担してはならない。」と明記されている。その他、日本心理学会、日本教育心理学会、日本発達心理学会、日本グループ・ダイナミックス学会、日本認知心理学会において同様の趣旨が記載されている。また、日本発達心理学会は、「読者の追試の検証を可能にするような配慮をもって、論文を書くこと」について明記している。

面接調査に関して、日本発達心理学会は、「研究者の恣意によって、資料を都合の良い部分だけ取り出したり、問題としていることを協力者の言葉で語られたかのようにつじつまを合わせたり面接記録をねつ造してはいけない。」と明記している。

また、臨床研究についても、同様に日本心理学会によって、否定的な結果の隠匿の禁止について、「研究結果は、それが研究資金や研究機会を提供した組織の方針や臨床実践のプログラムの意図に反するものであっても、隠匿してはならない。」と明記されている。

文献レビュー法については、日本発達心理学会において、論文の本文の熟読や正確で正当な要約、自他の意見の明確な区別を指摘がなされている。

#### 4-6. 研究協力者や関係機関への配慮

日本心理学会では、「研究にたずさわる者は、研究成果が公表されることによって、研究協力者に

不利益が生じないようにする責任がある。そうした方法を成果の公表前に十分に検討し、もしも不利益を生じる事態が生じた場合には、すみやかに対処する。研究成果を公表する場合には、研究協力者や周囲の人々、あるいは団体・組織名が特定できる情報は匿名化するなどの工夫を行う。」と明記している。その他、全ての学会で同様の趣旨が記載されている。

さらに、プライバシーの保護について、学会を脱退した後もその義務は継続されるとの趣旨を、日本心理臨床学会、日本心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニティ心理学会が明記している。

加えて研究結果の公表の際、日本心理学会では、「研究で使用した実験・調査材料や実験・調査結果の一例として、写真や図面などを論文に図版として掲載する場合にも、著作権、肖像権などには十分配慮する。」と明記している。質問紙調査においても、日本心理学会、日本教育心理学会がプライバシーの保護について重ねて記載している。

臨床研究に関して、研究協力者の個人情報の守秘義務について、日本教育心理学会をはじめ、日本心理学会、日本発達心理学会において記載されている。また、フィールド研究に関して、日本心理学会では、研究協力者の不利益の回避について記載されている。

さらに、日本心理学会では、「フィールド研究の過程で取得した研究協力者の制作物は、研究協力者の著作権に配慮し、許諾を得た上で利用する。また、それらの保管、保護、および廃棄についてはあらかじめそのための手続きを厳密に定めておき、紛失、漏洩、取り違えなどが起こらないようにする。」と明記している。観察法に関しても同様の趣旨が日本発達心理学会で指摘されている。

また、研究の関係機関への配慮について、日本心理学会では、「研究の場や機会、また、研究のための補助金(助成金)を提供した組織について、論文中にその事実を明記する必要がある。なお、記載の仕方について、当該の組織に規程がある場合はそれに従う。ただし、このような記載が研究協力者のプライバシーにかかわる場合には発表してはならない。」と明記されている。その他、日本認知心理学会でも同様の趣旨を記載している。

文献レビュー法に関して、日本発達心理学会では、閲覧者からの問い合わせに答えることや引用した著作者への配慮を記載している。

#### 4-7. 研究で得られた情報の管理

日本人間性心理学会では、情報の管理に関して、「研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重にし、みだりに他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。」と明記している。研究遂行時の倫理における、個人情報及び研究データの管理(3-10.)でまとめたような倫理事項の厳守が、公表時においても適用される。その他、日本心理学会、日本心理臨床学会、日本教育心理学会、日本グループ・ダイナミクス学会ならびに日本社会心理学会は同様の趣旨を記載している。

面接調査について、日本発達心理学会は、録音テープやビデオテープについて、「研究を口頭で発表する必要があっても、記録テープそのものを協力者の肉声によって聴衆に聞かせることはすべき

ではない」と明記している。

また、フィールド研究や観察法における映像資料に関して、日本発達心理学会では、研究協力者に公表や保存の許可、さらには公表文書とは別に文章にて同意を得る必要性を記載している。

#### 4-8. 研究成果のフィードバック

質問紙調査において、日本心理学会は、「調査研究にたずさわる者は、調査結果を知りたいと望む調査協力者に対して、可能な範囲で研究成果の報告をすることをあらかじめ約束し、調査研究の終了後にこれを実行しなければならない。」と明記している。その他、日本発達心理学会でも同様の趣旨を記載している。その他、質問紙のみならず、同様の趣旨が日本臨床心理学会で記載されている。

また、日本発達心理学会は、実験研究ならびに臨床研究においても、同様に研究結果のフィードバックについて記載している。

#### 4-9. 他者の研究の引用や利用

日本心理学会は、「他者の研究業績や実験、調査データ、あるいは他者のデータベース、さらには理論、仮説、アイデアなどを論文等で引用もしくは利用する場合には、そのことを本文で言及し、それらが記載されている論文や資料等の出典を明示する。出典を明示せずに引用・利用する行為は盗用とみなされる。」と明記している。その他、教育心理学会、日本認知心理学会でも同様の趣旨が記載されている。さらに、他者の重要な貢献に注視し、「被引用者の研究の進展を正確に伝えるために、可能な限り最新の文献を引用する。」と明記している。同時に「引用にあたっては可能な限り原著(一次文献)にあたり、孫引きは避けるように努める。しかし、不可能な場合には二次文献からの引用であることを示し、その二次文献資料を明記する。」ことも記載している。加えて、日本認知心理学会では、英語論文の執筆に関する注意が記されている。

また、日本心理学会は、「他者が論文などで発表している図表や文章のかなりの部分をそのまま利用する場合、また他者のデータベースの情報を自分の研究データの一部として利用する場合には、著作権者に文書にて許諾を得る。論文中の該当個所に出典を明示し、著作権者から利用等の許可を得ていることも明記している。外国で開発された尺度等の日本語版を作成する場合にも同様の措置をとる。」と明記している。

#### 4-10. 研究データ及び関連機関の記述

日本心理学会は、「既発表のデータを初出データであるかのように発表してはならない。データの再掲載が必要な場合には、そのことを明示する。なお、既出のデータを利用する場合には、初出の論文とは異なる視点を分析や解釈に入れるなど、新しい要素が必要である。」と明記している。

また、日本心理学会は、「論文に示す研究結果に誤りがないよう、文中や図表の数値の表示には正確さを期す。自分の既発表のデータに誤りを発見した場合には、すみやかに訂正の手続きをとる。」と明記している。

#### 4-11. 研究公表者の条件

日本心理学会では、「論文などの研究発表における著者とは、当該研究に実質的な学術的寄与を行った者である。研究に対する実質的な学術的寄与とは、研究課題や仮説の設定、研究計画の立案と実行、データ分析方法の決定と実施、データの解釈と討論などの論文の主要部分に貢献することを指す。」と明記されている。また、同様の記載は、日本発達心理学会、日本認知心理学会においても確認される。

加えて、連名発表に関して、日本心理学会では、「連名発表をする場合、共同研究者間での研究への寄与を考慮し、関連のないそのほかの社会的条件に左右されず、著者の順序を決定する。研究への寄与の評価基準については、あらかじめ研究開始時に共同研究者間の中で合意を形成しておき、文書化しておくことが望ましい。なお、連名発表者も各自が論文の内容に責任をもつ。」と明記している。その他、日本社会心理学会、日本教育心理学会、日本発達心理学会ならびに日本認知心理学会でも同様の趣旨が記載されている。

#### 4-12. 研究を審査する側の責任と義務

日本心理学会では、「審査者や編集者は、当該論文の公刊前に、審査中および編集中の論文の内容を、著者の同意なしに自らの研究に利用したり他者に開示したりしてはならない。研究助成の審査における研究計画調書なども同様である。」と明記されている。その他、日本認知心理学会でも同様の趣旨を記載している。

### 5. データベースに関する倫理

#### 5-1. データ提供者からの同意

日本心理学会は、「データの公開にあたっては、データ提供者が同意した範囲を逸脱しないようにする。また、同意された範囲を超えて、第三者に開示されたり不正に利用されたりすることがないようにデータの安全管理に努める。データ処理を研究補助者ないし業者に委託する場合には、そのデータの取り扱いについて厳重に監督し、委任者から守秘義務遵守の誓約を文書にて得る。」と明記している。また、「データを他者に提供する以前に、あるいは他者により収集されたデータを利用する以前に、個人情報の閲覧に関して、当該のデータ提供者から適切な同意書が得られているかどうかを確認しなければならない。」と明記している。その他、日本発達心理学会でも同様の趣旨が記述され、音声の変更や画像に登場する人物にボカシを入れることを記載している。

#### 5-2. 情報の入手

日本心理学会では、「データは適正な方法により入手する。データ提供者にはデータの利用目的および利用範囲を明確に伝え、入手したデータは利用目的以外の用途には利用しない。研究上必要な個人情報の入手にあたっては、所属する組織の倫理委員会等で承認を受け、承認を受けていない個人情報の入手は行わない。また、データ提供者からは、個人情報の公開範囲について同意を受け



るようにし、データ提供者から同意が得られていない情報は記録には残さない。」と明記されている。その他、日本発達心理学会でも同様の趣旨が記載されている。

### 5-3. 正確なデータ登録

日本心理学会は、「データの内容には正確さを期す。データベースへのデータの登録(入力)、とくに個人情報の登録(入力)に誤りがないように努める。また、登録された情報に誤りがないかどうかについてチェックし、誤りがある場合には必要な修正を行う手続きをとる。」と明記している。その他、日本発達心理学会でも同様の趣旨を記載している。

### 5-4. 第三者へのデータ提供

日本心理学会では、「第三者にデータを提供する場合には、事前に利用目的および利用制限を協議し、利用、保管、廃棄などについての誓約書を取り交わす。また事前にデータ提供者の同意も得ておく。」と明記されている。その他、日本発達心理学会でも同様の趣旨が記述されている。

### 5-5. データ提供者の権利と使用者の義務

日本心理学会は、「データ提供者には自己情報アクセス権・コントロール権がある。データ提供者が、データの開示、利用停止などを求めたら、その要求にはすみやかに応じる。またデータ提供者からの苦情には適切に対応する。」と明記している。同様の趣旨に加え、日本発達心理学会では、観察データの匿名性を指摘している。

### 5-6. データベースの管理体制の組織化

日本心理学会は、「データベース作成者の異動があっても、個人情報保護されるようあらかじめ計画しておく。データベースの所有権が作成者の当初の所属組織に帰属する場合には、当該組織にデータベースを運営、維持、管理できるような体制を組織化しておく。所有権が作成者に帰属する場合には、異動に際して、所属していた組織にデータが残らず、個人情報の漏えいが起こらないような処置をとる。」と明記している。

以上、各学会の研究倫理に関する項目を Table 1 に、各カテゴリーの研究倫理事項を Figure 1 に示す。

Table 1 各学会の研究倫理に関する項目

			学日本 心理 学会	臨日本 床心 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	心日本 理学 会	
1 研究者と 基本姿勢	1-1	研究者に必要な案件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1-2	法との関連	○			○	○	○											
2 研究計画 立案時の 倫理	2-1	研究計画の立案	○	○	○		○	○											
	2-2	倫理委員会からの承認と倫理規定違反の申告	○	○				○											
	2-3	研究協力者に対する配慮	○	○	○		○												
3 研究遂行 時の倫理	3-1	インフォームドコンセント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3-2	代諾者へのインフォームドコンセント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3-3	研究協力者、及び研究対象との関係	○		○	○													
	3-4	研究協力者の様々な側面の受容	○																
	3-5	調査票の必要事項	○																
	3-6	研究遂行時に非公開や虚偽が必要な場合の事後説明の責任	○		○			○					○						
	3-7	研究計画の変更	○					○											
	3-8	研究遂行時のリスク	○																
	3-9	情報収集手段への配慮	○					○											
	3-10	研究遂行後の義務	○		○	○	○	○											
	3-11	個人情報及び研究データの管理	○		○		○				○								
	3-12	他職種との連帯		○															
	3-13	仲介者・協力機関からの調査資料の提供依頼						○											
	3-14	通報・通告の義務																	○
4 研究成果 の公表に 関する 倫理	4-1	研究公表における基本姿勢	○			○					○								
	4-2	研究成果の還元	○			○					○								
	4-3	社会への影響	○	○		○													○
	4-4	研究成果の公表に関する同意	○	○		○	○						○	○					
	4-5	正確な研究データの公表	○	○	○	○							○	○					
	4-6	研究協力者や関係機関への配慮	○	○	○		○				○								
	4-7	研究で得られた情報の管理	○	○	○	○	○											○	
	4-8	研究成果のフィードバック	○	○			○				○	○							
	4-9	他者の研究の引用や利用	○		○										○				
	4-10	研究データ及び関連機関の記述	○																
4-11	研究公表者の条件	○		○	○	○								○					
4-12	研究を審査する側の責任と義務	○												○					
5 データベ ースに 関する 倫理	5-1	データ提供者からの同意	○				○												
	5-2	情報の入手	○				○												
	5-3	正確なデータ登録	○				○												
	5-4	第三者へのデータ提供	○				○												
	5-5	データ提供者の権利と使用者の義務	○				○												
	5-6	データベースの管理体制の組織化	○																

上記の項目には、調査研究、実験、臨床研究、フィールド研究、面接調査、動物に関する研究、文献レビューが含まれる

1. 研究者としての基本姿勢							
		1-1. 研究者に必要な案件		1-2. 法との関連			
2. 研究計画立案時の倫理		3. 研究遂行時の倫理		4. 研究成果の公表に関する倫理		5. データベースに関する倫理	
2-1.	研究計画の立案	3-1.	インフォームドコンセント	4-1.	研究公表における基本姿勢	5-1.	データ提供者からの同意
2-2.	倫理委員会からの承認と倫理規定違反の申告	3-2.	代諾者へのインフォームドコンセント	4-2.	研究成果の還元	5-2.	情報の入手
2-3.	研究協力者に対する配慮	3-3.	研究協力者、及び研究対象との関係	4-3.	社会への影響	5-3.	正確なデータ登録
		3-4.	研究協力者の様々な側面の受容	4-4.	研究成果の公表に関する同意	5-4.	第三者へのデータ提供
		3-5.	調査票の必要事項	4-5.	正確な研究データの公表	5-5.	データ提供者の権利と使用者の義務
		3-6.	研究遂行時に非公開や虚偽が必要な場合の事後説明の責任	4-6.	研究協力者や関係機関への配慮	5-6.	データベースの管理体制の組織化
		3-7.	研究計画の変更	4-7.	研究で得られた情報の管理		
		3-8.	研究遂行時のリスク	4-8.	研究結果のフィードバック		
		3-9.	情報収集手段への配慮	4-9.	他者の研究の引用や利用		
		3-10.	研究遂行後の義務	4-10.	研究データ及び関連機関の記述		
		3-11.	個人情報及び研究データの管理	4-11.	研究公表者の条件		
		3-12.	他職種との連帯	4-12.	研究を審査する側の責任と義務		
		3-13.	仲介者・協力機関からの調査資料の提供依頼				
		3-14.	通報・通告の義務				

Figure 1 各カテゴリーの研究倫理事項

## 考察

本論文は独自の倫理規定に関する資料を公開している本邦の心理学関連学術団体の研究に関する倫理規定を概括し、それらをまとめることが主たる目的であった。よって、本論文の目的は各学会の倫理規程における過不足を指摘することではなく、それらの資料をまとめ包括的な倫理規程の策案に向けた考察を行うことにある。倫理規程に関する資料を概括した結果、調査研究や実験、面接調査、フィールド研究、臨床研究、観察法、心理テスト法、文献レビュー法、動物を用いた研究を含め、倫理事項を時系列的に「研究としての基本姿勢」、「研究計画立案時の倫理」、「研究遂行時の倫理」、「研究成果の公表に関する倫理」、「データベースに関する倫理」という5つの上位カテゴリーに分類することができた。しかしながら、各学会の倫理規程に示されている倫理事項の抽象度は様々であり、研究者としてのあり方のみを記す、あるいは、幾つかの研究法に特化した倫理事項を示す資料も散見された。よって、研究全般に関わる研究者としての基本姿勢、そして研究の立案からデータベースの作成に至るまでの各倫理事項を便宜的に時系列でまとめ、その上で、各倫理事項に付随する研究方法を示した。以下、各カテゴリー別に考察を行っていく。

### 1. 研究者としての基本姿勢

研究者としての基本姿勢では、「研究者に必要な案件」、「法との関連」の2つの倫理事項を分類した。その中でも、多くの学会でとり上げられている倫理的な課題として、「研究者に必要な案件」に関す

る事柄が挙げられる。これは研究者が、研究を行う上で身に付けておく姿勢を示しており、研究者の人間性が問われる部分である。研究者は、常に最新の知見や社会からニーズに対して敏感である必要がある。また、研究によって得られた知見を実践に還元し、人々や社会の福祉に貢献させていくことに責任を持つことが重要となる。金沢(2008)が、研究法や協力者への接し方についての訓練を受けることや、複数の視点から検討するプロセスを惜しまないことの重要性について指摘しているように、研究者は、学会活動に積極的に参加し、様々な観点から新たな知見を取り入れ、研究を進める必要があろう。また、法との関連においては、法学の専門家との検討を深める必要がある。研究が社会に開かれたものであるならば、今後ますます異分野の専門家との連帯が必要となってくる。加えて、著作権の有無に関わらず、学会誌に掲載されている文献に連絡先を明記し、著者とコミュニケーションをとれる工夫が必要となろう。

## 2. 研究計画立案時の倫理

研究計画立案時の倫理として、「研究計画の立案」、「倫理委員会からの承認と倫理規定違反の申告」、「研究協力者に対する配慮」の3つの倫理事項を分類した。ここでは、主に研究計画が研究協力者を尊重した内容であるかについて示している。その3つのカテゴリーの中でも、多くの学会に共通して見られた事柄が、「研究協力者に対する配慮」である。心理学研究は、研究協力者によるデータ提供があって初めて遂行されるため、研究協力者なくしては成立しない(安藤, 2008)。そのことから、研究協力者にとってリスクの低い最善の方法を選択していくことが望まれる。研究する側は、自身の研究がいかに関心探究に必要なものであっても、研究協力者に対する配慮を優先すべきであろう(鯨岡, 1997)。そのためにも、金沢(2009)が指摘するように、研究立案時に複数の視点を用いて、これから行われる研究の目的や方法が妥当であるか、そして研究協力者に対する配慮が十分であるかなどについて厳密に検討することが重要となる。研究協力者への配慮を検討し、自身の研究計画を再考することを通して新たな視点を生み出す。この作業には研究者の創意工夫が求められるといえよう。

## 3. 研究遂行時の倫理

研究遂行時の倫理として、「インフォームド・コンセント」、「代諾者へのインフォームド・コンセント」、「研究協力者、及び研究対象との関係」、「調査票の必要事項」、「研究遂行後の義務」、「研究遂行時に非公開や虚偽が必要な場合の事後説明の責任」、「通報・通告の義務」、「研究計画の変更」、「情報収集手段への配慮」、「個人情報及び研究データの管理」、「他職種との連帯、研究遂行時のリスク」、「研究協力者の様々な側面の受容」、「仲介者・協力機関からの調査資料の提供依頼」の14の倫理事項を分類した。ここでは、研究者が研究を遂行していく上での倫理的問題について触れられており、その中でも、多くの学会においてとり上げられた倫理的な課題として、「インフォームド・コンセント」や「個人情報及び研究データの管理」に関する事柄が挙げられる。杉森ら(2004)は、研究者が「研究者倫理」と聞いて連想する語句には、インフォームド・コンセント(説明と同意)、守秘義務、人権

保護などが多かったことを示し、多くの文献(古澤, 2000; 黒澤・柳, 2005; 金沢, 2008, 2009)でその重要性とあり方が問われ検討されている。このことから、「インフォームド・コンセント」や「個人情報及び研究データの管理」について、その重要性の認識と実行との差異の隔たりを少なくしていくことが必要であるといえる。そのためにも、研究者間や研究協力者との意見交換を行う場を増やし、また記録媒体のウィルス感染によるデータの漏えいや紛失を防ぐためにもセキュリティソフトの導入や記録媒体にパスワードを設定するなどの対処法を明確にすることが必要となろう。また、研究遂行の過程で生じる研究協力者のリスクの回避や遂行時に実行可能か否かの判断を決めかねる場面で、その対策として常に意見を求められる場を設定し、対処法の組織化を行うことが必要となろう。

#### 4. 研究成果の公表に関する倫理

研究成果の公表に関する倫理として、「研究公表における基本姿勢」、「研究公表者の条件」、「社会への影響」、「正しい研究データの公表」、「研究協力者や関係機関への配慮」、「研究成果の還元」、「研究成果の公表に関する同意」、「研究で得られた情報の管理」、「研究成果のフィードバック」、「他者の研究の引用や利用」、「研究データ及び関連機関の記述」、「研究公表者の条件」、「研究を審査する側の責任と義務」の12の倫理事項に分類した。ここでは、研究成果の際に問題となる倫理的な課題について述べられている。その中でも、多くの学会においてとり上げられた倫理的な課題として、「研究成果のフィードバック」が挙げられる。とりわけ、研究成果の公開に関する同意に関しても、どのデータをどこまで公開するかに関して明確なインフォームド・コンセントが必要である。しかし、古澤(2000)が公表時の責任の所在について指摘するように、たとえ研究協力者から同意を得たとしても、必ずしも研究成果の公表が協力者の意に沿ったものではない可能性は否めない。それは、人の意向は変わる可能性を常に有しているからである。よって、いかに詳細な同意を文章で得ようとも、金沢(2009)がいうように、研究協力者が不利益を被ることなくいつでも撤回できる旨を伝えることだけではなく、例えば事例研究のような詳細な記述を必要とする方法においては、趣旨が変わらぬ程度に内容を改める必要がある。

#### 5. データベースに関わる倫理

データベースに関する倫理として、「データ提供者からの同意」、「情報の入手」、「正確なデータ登録」、「第三者へのデータ提供」、「データ提供者の権利と使用者の義務」、「データベースの管理体制の組織化」の6つの倫理事項に分類した。ここでは、研究者がデータベースを用いて資料を共有する際の倫理的な事柄について明記してある。現在、データベース化が盛んになり、研究者間がデータベース上において情報を共有する傾向にある。日本心理学会が記載しているように、データベースを作成者だけでなく、組織で運営、維持、管理が可能となる体制を組織化し、個人情報の保護が求められる。

## 6. 総合考察

最後に、本論文では倫理規定についてまとめ論じてきたが、研究倫理そのものを明確化し研究者の研究活動を制限していくことが目的ではなく、研究者が倫理を意識しながら最良の研究方法を模索し、研究の発展に寄与することにその目的がある。黒澤ら(2005)が指摘するように、倫理は目的や内容に関することもあるが、多くは手段やプロセスに関することである。このようなプロセスを扱う上で倫理的な問題は必須といえる。とりわけ心理学の研究は、研究協力者との繋がりで成り立つ学問であるといえる。安藤ら(2005)が研究協力者を「被験者」から「協力者」「参加者」と呼ぶ傾向が高まってきたと指摘しているように、この変換は、研究者の倫理感が倫理規定によって明確化されてきたことが影響しているといえるのではないだろうか。

しかしながら、現在の我が国の倫理における問題点や今後の課題についても触れる必要がある。例えば、杉森ら(2004)において研究方法の違いにより、倫理的判断の寛容さに違いあることを指摘したように、研究方法の違いに基づき倫理規定の明確な指針を示す必要があるといえる。さらには、本論文で時系列的にカテゴリー化した倫理規程を具体的な研究場面で検討していく必要がある。この点に関して、独自に倫理に関する書籍を発行している学会が散見され(古澤, 2000; 安藤・安藤, 2005)、具体例を挙げて現実場面におけるふるまいの目安を検討している。しかしながら、研究協力者にとって、どれくらいの時間が負担となるか、質問紙調査においてどの程度の項目数が望ましいかといった具体的な数値等を挙げて、倫理規程を設定するまでには至っておらず、各々の学会における倫理規程の内容の抽象度が異なっていた。これは、倫理事項の良し悪しがいかに状況依存的なものであるかを顕著に表しており、倫理というものは、常に研究者の主観によって左右される余地を秘めているということと同義である。また、杉森ら(2004)の学生と研究者の倫理観の差異を検討した結果によれば、研究に対する倫理観は経験則に基づく傾向があり、熟達した研究者が行っている研究は初心の者より問題が少ないように思われている可能性がある。しかし、熟達しているからこそ一般的な視点を失う傾向にあり、重大な倫理的問題を起こす可能性も示唆される。よって、研究を行う上で、倫理規程が先にあるのではなく、研究が倫理よりも先にあり、研究領域に即した形で倫理規定が作られているという可能性は必ずしも否定できないのではないだろうか。さらに、鯨岡(1997)の指摘を踏まえれば、倫理とは、研究対象者はもとより、同僚の研究者と周囲との関係の中で生じるものである。そのため、倫理事項に配慮するということは、心理学研究を行うにあたり、自らがかわる全ての人や対象に対して配慮を尽くすということと同義であり、その意識を高く保つことが、各々の倫理観の育成に肯定的影響を与えるのではないだろうか。このような現状を踏まえ実証研究による具体的倫理事項の精緻化が必要となろう。

### 【謝辞】

本論文の作成にあたって、多大な協力をしてくださった小林智さん、浅井継悟さん、平泉拓さん、中島隆太郎さん、望月このみさん、比留間唯真さんに対し深く感謝いたします。

## 【注】

1. 社団法人日本心理学会(倫理委員会, 2009)は臨床研究という用語を、心理・行動上の問題や悩みをもつ個人とその関係者を対象とする研究であり、予防介入的な意味で健常者を研究対象とすることもであると説明している。よって研究方法というよりは、むしろ対象の区分といえる。

## 【引用文献】

- 安藤寿康・安藤典明 2005 事例に学ぶ心理学者のための研究倫理 ナカニシヤ出版
- 金沢吉展 2008 どのように研究すべきか—研究の倫理 下山晴彦・能智正博編 心理学の実践研究を学ぶ 信曜社, pp.31-45.
- 金沢吉展 2009 実践研究の倫理 臨床心理学, 9(1), pp.56-60.
- 金沢吉展・沢崎真史・松橋純子・山賀邦子 1996 学生相談における職業倫理—日本学生相談学会会員の調査結果から 学生相談研究, 17, pp.61-73.
- 鯨岡峻 1997 特集:発達心理学と研究倫理 発達心理学研究, 8(1), pp.65-71.
- 黒澤香・青柳肇 2005 研究者倫理とは何か 安藤寿康・安藤典明編 事例に学ぶ心理学者のための研究倫理 ナカニシヤ出版, pp.1-21.
- 古澤頼雄・斉藤こずゑ・都筑学(編著) 2000 心理学・倫理ガイドブック 有斐閣
- 日本医師会 2008 ヘルシンキ宣言 Retrieved Aug. 29th, 2009, from 日本医師会: <http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2008j.pdf>
- 日本コミュニティ心理学会 2005 倫理綱領 Retrieved Aug. 17th, 2009, from 日本コミュニティ心理学会: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jscp2/index.html>
- 日本パーソナリティ心理学会 2005 日本パーソナリティ心理学会会則 Retrieved Aug. 29th, 2009, from 日本パーソナリティ心理学会: [http://wwwsoc.nii.ac.jp/jspp/about/abo\\_rules.html](http://wwwsoc.nii.ac.jp/jspp/about/abo_rules.html)
- 日本ブリーフサイコセラピー学会 2005 日本ブリーフサイコセラピー学会倫理綱領 Retrieved Aug. 28th, 2009, from 日本ブリーフサイコセラピー学会: <http://www.jabp.jp/pr-platform.html>
- 日本ブリーフサイコセラピー学会 2005 日本ブリーフサイコセラピー倫理規程 Retrieved Aug. 29th, 2009, from 日本ブリーフサイコセラピー学会: <http://www.jabp.jp/pr-regulation.html>
- 日本グループ・ダイナミックス学会 (2007) 研究者・実践者倫理に関する綱領 Retrieved Aug. 28th, 2009, from 日本グループ・ダイナミックス学会: [http://www.groupdynamics.gr.jp/download/data/jgda\\_rulebook\\_2009.pdf](http://www.groupdynamics.gr.jp/download/data/jgda_rulebook_2009.pdf)
- 日本児童青年精神医学会 2002 学会倫理綱領 Retrieved Aug. 26th, 2009, from 日本児童青年精神医学会: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jscap/gairyaku.htm>
- 日本教育心理学会 2000 日本教育心理学会倫理綱領 Retrieved Aug. 26th, 2009, from 日本教育心理学会: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaep/japanese/shokitei/rinri.html>
- 日本人間性心理学会 2006 日本人間性心理学会倫理綱領 Retrieved Aug. 29th, 2009, from 日本人間性心理学会: <http://www.e-jhp.jp/ja/newsletter/backnumber/89-58th-newsletter.html>
- 日本認知心理学会 2005 投稿倫理規定 Retrieved Sep. 1st, 2009, from 日本認知心理学会: [http://cogpsy.jp/kitei\\_rinri.pdf](http://cogpsy.jp/kitei_rinri.pdf)
- 日本心理臨床学会 2009 倫理基準 Retrieved Aug. 29th, 2009, from 日本心理臨床学会: <http://www.ajcp.info/>

日本における心理学諸学会の倫理規定の現状とその方向性

rules/rules14.pdf

日本心理臨床学会 2009 倫理綱領 Retrieved Aug. 31th, 2009, from 日本心理臨床学会 : <http://www.ajcp.info/rules/rules13.pdf>

日本社会心理学会 2004 日本社会心理学会倫理綱領 Retrieved Aug. 30th, 2009, from 日本社会心理学会 : <http://www.soc.nii.ac.jp/jssp/index/syokitei10.html>

倫理委員会(編) 2009 社団法人日本心理学会倫理規程 金子書房

杉森伸吉・安藤寿康・安藤典明・青柳肇・黒沢香・木島信彦・松岡陽子・小堀修 2004 心理学研究者の倫理観—心理学研究者と学部学生の意見分布, 心理学研究者間の差異 パーソナリティ研究, 12, pp.90-125.

丹治哲雄・櫻井麻菜・成澤由希 2006 大学キャンパス内での心理実験・調査実施の現状(2005—2006年)—研究の倫理的視点からの予備的報告 人間科学研究, 28, pp.87-95.



# A Report of Ethical Codes for psychological study in Japan: Towards an Integrating Ethical Codes for Study of Clinical Psychology in the Future.

Koubun WAKASHIMA

(Associate Professor, Graduate School of Education, Tohoku University)

Takahiro KOZUKA

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

Takaaki USAMI

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

Norimasa ITAKURA

(Research Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

Hiroaki MATSUMOTO

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

Shuji NOGUCHI

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

In recent years, psychology-based works have been newly introduced to more fields. Ethical Issues are always needed to be considered by every person who engages in all kinds of psychological activity. One of the major ethical codes is for clinical practices. There have been a number of discussions about ethical issues for clinical practices, especially for people who engaging in studying for psychology, another type of ethical issues is needed; ethics for psychological research. However, ethical codes for the research had been less discussed compared with the codes for the clinical practices. At the present, there are no comprehensive ethical codes for the researchers' use especially in clinical psychology. It means that the judgment is depended on each individual belief. For the development of research for clinical psychology, it is necessary to present a set of integrated ethical codes. First, we review published ethical codes of major Japanese psychological associations at each stage of research process for each research method. The current trend in ethical issues is examined from the result. Limitations and implications for clear and compressive ethical codes are discussed.

Keyword: Ethical Codes, Psychological research, Research Method, Clinical Psychology,  
Psychology

